

# 滑川都市計画用途地域の変更（素案）について

滑川市では、都市計画法に基づく用途地域や都市計画施設（道路・公園等）を定め都市の健全な発展と秩序ある整備を図っています。

今回、県立高等学校再編に伴う富山県立海洋高等学校閉校後の跡地を、スポーツ関連施設として活用するにあたり協議を進めてきたところ、都市計画用途地域の変更を行う予定としています。

つきましては、滑川都市計画用途地域の変更（素案）を作成しましたのでお知らせします。

## 1. 都市計画用途地域について

都市において住居、商業、工業といった土地利用は、同じ用途のものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行なうことができます。しかし、種類の異なる用途が混在した場合、互いの生活環境や業務の利便が悪くなることから、都市計画では都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めています。「用途地域」が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類（用途）が制限されることになります。

現在 滑川市においては、下記のと通りの用途地域を指定しています。

地域地区

(1) 用途地域

最終決定年月日 H 8. 4. 1 告示番号 市告第28号

|         | 第1種低層住居専用地域 |     |       | 第2種低層住居専用地域 | 第1種中高層住居専用地域 | 第2種中高層住居専用地域 | 第1種住居地域 |     | 第2種住居地域 | 準住居地域  |       |
|---------|-------------|-----|-------|-------------|--------------|--------------|---------|-----|---------|--------|-------|
| 容積率(%)  | 60          | 80  | 100   |             | 200          | 200          | 200     | 200 | 200     | 200    |       |
| 建ぺい率(%) | 40          | 50  | 60    |             | 60           | 60           | 60      | 60  | 60      | 60     |       |
| 面積(ha)  | 42.8        | 6.3 | -     | -           | 71.2         | 32.0         | 189.8   | -   | 64.5    | 23.1   |       |
|         | 49.1        |     | 189.8 |             |              |              |         |     |         |        |       |
|         | 近隣商業地域      |     | 商業地域  |             |              |              | 準工業地域   |     | 工業地域    | 工業専用地域 | 合 計   |
| 容積率(%)  | 200         | 300 | 400   | 500         | 600          | 700          | 200     | 300 | 200     | 200    |       |
| 建ぺい率(%) | 80          | 80  | 80    | 80          | 80           | 80           | 60      | 60  | 60      | 60     |       |
| 面積(ha)  | 28.7        | 8.6 | 23.0  | -           | -            | -            | 61.3    | -   | 39.5    | 80.0   | 670.8 |
|         | 37.3        |     | 23.0  |             |              | 61.3         |         |     |         |        |       |

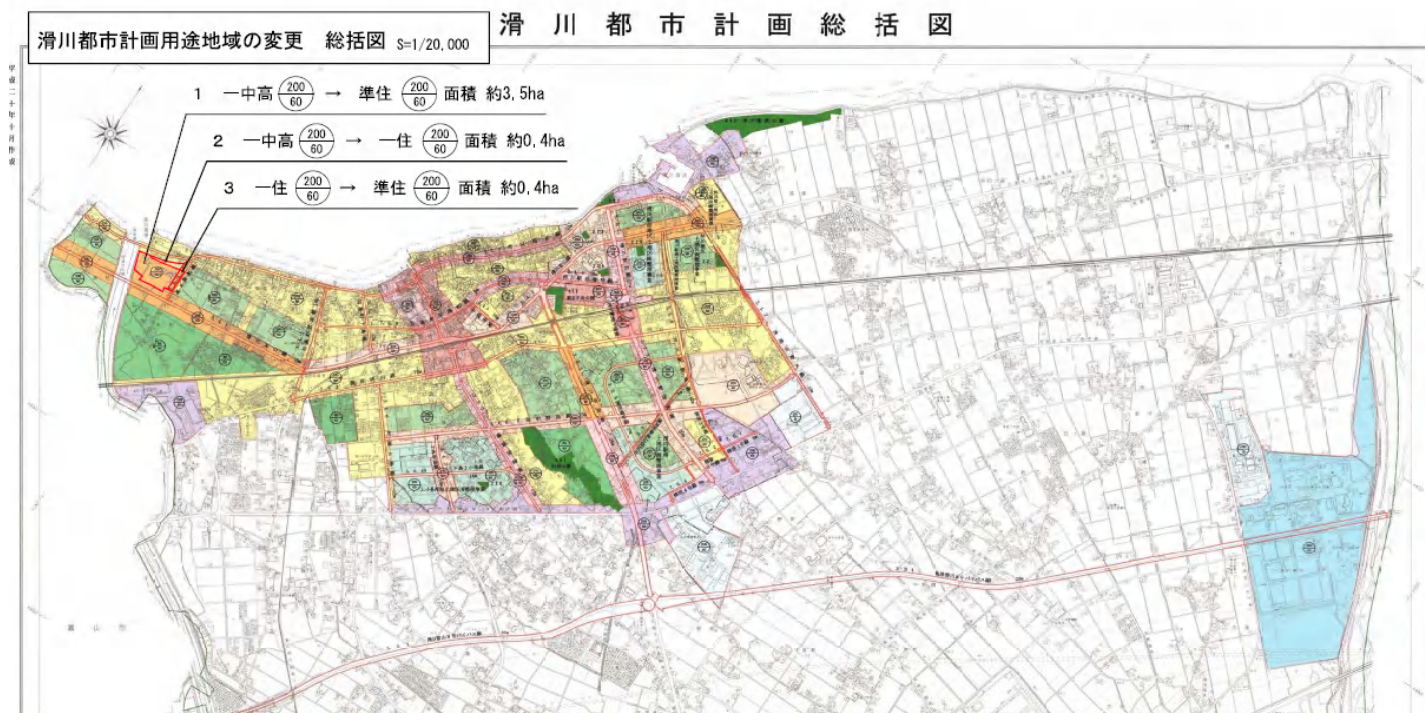
## 2. 都市計画用途地域の変更理由

滑川市が整備計画を進めている魚躬及び高月町の一部区域には、「第1種中高層住居専用地域等」の用途地域が指定されています。この地域には、住宅や公共施設・学校等が設置できますが、今回設置予定のサッカー場施設等のスポーツ関連施設は設置できないことになっております。

そのため、本区域で予定しているサッカー場を整備することから、周辺の住環境を保全しながら、スポーツ関連施設等の立地を許容した土地利用として「準住居地域」に用途地域を変更するものです。

### 3. 滑川都市計画用途地域の変更（素案）

#### ①総括図



#### ②新旧対照図

滑川都市計画用途地域の変更 計画図（概要）

